



# 三重県公報

令和5年6月13日 (火)

第 421 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
44	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(地域防災推進課)	2
45	三重県みつばち腐そ病予防規則の一部を改正する規則	(家畜防疫対策課)	5
46	家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則	( 同 )	5
<b>告 示</b>			
381	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	5
382	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
383	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	8
<b>監 査 委 員 告 示</b>			
1	包括外部監査人の監査の事務の補助	( 監 査 委 員 )	8
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	9
	同件	( 同 )	9
	鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案	( 獣 害 対 策 課 )	10
	鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案	( 同 )	11
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による公聴会の開催	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	14
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(水産資源管理課)	14
	同件	( 企 業 庁 )	17
	同件	( 同 )	20
	同件	( 教 育 委 員 会 )	23
	同件	( 同 )	26
	同件	( 警 察 本 部 )	29

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり<b>三百四十円</b>以内とする。</p> <p>ニくへ (略)</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 建設型応急住宅の戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、<b>六百七十七万五千円</b>以内とする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 吹き出しその他による食品の給与及び飲料水の</p>	<p>別表一（第二条関係）</p> <p>救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p>一 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(一) 避難所</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり<b>三百三十円</b>以内とする。</p> <p>ニくへ (略)</p> <p>(二) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>イ 建設型応急住宅</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 建設型応急住宅の戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、<b>六百二十八万五千円</b>以内とする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 吹き出しその他による食品の給与及び飲料水の</p>

供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千二百三十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額	
夏季	一万九千	二万四千	三万六千	四万三千	五万五千	八千円	
	円	円	円	円	円		
冬季	三万八千	四万七千	五万七千	六万六千	八万四千	一万六千六百円	
	円	円	円	円	円		

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額	
夏季	六千三百	八千四百	一万二千	一万五千	一万九千	二千七百円	
	円	円	円	円	円		
冬季	一万九百	二万三千	二万八千	三万二千	三万八千	三千七百円	
	円	円	円	円	円		

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ (略)

ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日

供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千八百八十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額	
夏季	一万八千	二万四千	三万五千	四万二千	五万三千	七千八百円	
	円	円	円	円	円		
冬季	三万四千	四万五千	五万五千	六万五千	八万二千	一万一千三百円	
	円	円	円	円	円		

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額	
夏季	六千	八千	一万二千	一万五千	一万九千	二千六百円	
	円	円	円	円	円		
冬季	九千	一万二千	一万八千	二万二千	二万七千	三千六百円	
	円	円	円	円	円		

ニ (略)

四・五 (略)

六 被災した住宅の応急修理

イ (略)

ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日

常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

七 (略)

八 学用品の給与

イ・ロ (略)

ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(イ) (略)

(ロ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 四千八百円

中学校生徒 一人当たり 五千円

高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

九 埋葬

イ・ロ (略)

ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千五百円以内、小人十七万五千二百円以内とする。

十 (略)

十一 死体の処理

イ、ハ (略)

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) (略)

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千五百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ハ) (略)

ホ (略)

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

イ (略)

ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器

常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 六十五万五千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十一万八千円

七 (略)

八 学用品の給与

イ・ロ (略)

ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(イ) (略)

(ロ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 四千七百円

中学校生徒 一人当たり 五千円

高等学校等生徒 一人当たり 五千五百円

九 埋葬

イ・ロ (略)

ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九百円以内とする。

十 (略)

十一 死体の処理

イ、ハ (略)

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) (略)

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千四百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ハ) (略)

ホ (略)

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

イ (略)

ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器

具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等 雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十三万八 千七百円以内とする。 〃 (略) 十三 (略)	具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等 雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十三万八 千二百円以内とする。 〃 (略) 十三 (略)
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

三重県みつばち腐そ病予防規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十五号

三重県みつばち腐そ病予防規則の一部を改正する規則

三重県みつばち腐そ病予防規則(昭和三十二年三重県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十六号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和四十八年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>第三条 削除</p>	<p>(注射を行なつた旨の表示)</p> <p>第三条 省令第十三条の表の規定によるその他の家畜の種類並びに知事の定める箇所及び標識は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜の種類</th> <th>箇所</th> <th>標識の種類及び様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豚コレラ予防注射を行なつた豚</td> <td>右耳翼下部</td> <td>耳標(第二号様式)</td> </tr> </tbody> </table>	家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式	豚コレラ予防注射を行なつた豚	右耳翼下部	耳標(第二号様式)
家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式					
豚コレラ予防注射を行なつた豚	右耳翼下部	耳標(第二号様式)					

第一号様式中「㊟」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第三号様式中「三重県獣疫防疫員 ㊟」を「三重県家畜防疫員(職名又は記名押印)」に改める。

第五号様式から第九号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第381号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事

項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和5年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成13年6月22日 第1号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 水谷 隆	三重県津市一色町 211 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
小林 拓真	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022626
吉岡 卓矢	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022627

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
紀平 光則	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2421031
平澤 利幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429066

(3) 農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
佐脇 俊輝	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242016580

三重県告示第 382 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンスタイル白子  
鈴鹿市白子駅前 270 番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
未定	-	-

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年1月27日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,058 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	161 台	縦覧による
駐車場 2	100 台	縦覧による
駐車場 3	30 台	縦覧による
合計	291 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	40 台	縦覧による
駐輪場 2	50 台	縦覧による
駐輪場 3	40 台	縦覧による
駐輪場 4	50 台	縦覧による
駐輪場 5	22 台	縦覧による
合計	202 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	96 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	96 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設	41.6 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	41.6 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 8 時	午後 11 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
駐車場 2	午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
駐車場 3	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	4 箇所	縦覧による
駐車場 2	2 箇所	縦覧による
駐車場 3	2 箇所	縦覧による
合計	8 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 5 年 5 月 26 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和5年6月13日から同年10月13日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年6月13日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
F マート桑名東店、（仮称）スギ薬局桑名東店  
桑名市大字大福 678 番 1 ほか
- 2 桑名市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項  
ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）で定める、著しく騒音・振動を発生する施設を設置する場合（特定施設）や著しく騒音・振動を発生する作業（特定建設作業）を行う場合に届け出ること。  
イ 騒音や夜間照明、駐車場の使用において、近隣住民への影響がないよう、留意すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
桑名市廃棄物の適正処理に関する条例（平成16年条例第118号）第4条の規定に基づき、事業者による廃棄物の減量等に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）第3条の規定に基づき、事業所における事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において適正に処理すること。自治会等が管理しているごみ集積場には廃棄物を排出しないこと。
  - (3) その他の事項  
ア 法定外公共物の使用・加工について別途協議のうえ申請を行うこと。  
イ 近隣の城東小学校、陽和中学校の登下校の配慮を行うこと。また、工事期間、時間等をそれぞれの学校へ説明すること。  
ウ 工事車両等の出入りが多く発生するため、安全対策（警備員等の配置等）を行うこと。  
エ 当該開発区域は、平成25年度三重県地震被害想定調査結果に基づく過去最大クラスの南海トラフ地震の想定でP L値47.85、理論上最大クラスの南海トラフ地震でP L値57.66となっている。この結果は、「過去最大クラス」「理論上最大クラス」双方で液状化危険度が極めて高い地域と評価される。また、洪水津波高潮浸水想定区域にも含まれているため、桑名防災マップ内のハザードマップを参照すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和5年6月13日から同年7月13日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

## 監査委員告示

### 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者について、令和5年5月30日に、次のとおり協議が調いました。

令和5年6月13日

三重県監査委員 伊 藤 隆  
三重県監査委員 中 瀬 古 初 美  
三重県監査委員 野 村 保 夫  
三重県監査委員 伊 賀 恵

当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査事務

を補助できる期間

氏名	住所	補助できる期間
今西孝彰	三重県津市半田 152 番地	令和5年5月30日から 令和6年3月31日まで
大谷久美	三重県松阪市大黒田町 1521 番地 26	
小川友香	三重県津市新町 1 丁目 5 番 34 号グランステーション津新町 306 号室	
内山隆夫	三重県四日市市大字東阿倉川 682 番地 9	
山崎智博	三重県三重郡菰野町大字菰野 2425 番地 15	
滝澤多佳子	三重県津市柳山津興 600 番地 5	
加藤恭子	三重県松阪市御殿山町 902 番地	
福田寿里	三重県伊勢市小俣町元町 231 番地 3	
川岸弘樹	愛知県名古屋市長久区新開町 6 番 12 号	

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

機殿下土地改良区（松阪市魚見町 186 番地 1）

退任理事

松阪市魚見町 260 番地 1  
 " " 206 番地 6  
 " " 302 番地  
 " " 252 番地  
 " 川島町 232 番地 1  
 " " 227 番地  
 " 東久保町 792 番地  
 " " 875 番地  
 " " 740 番地

池田 憲 男  
 中川 泉  
 中川 繁 樹  
 中川 佳 久  
 鈴木 和 夫  
 横井 章  
 溝田 勝 美  
 溝田 晴 邦  
 溝田 充

退任監事

松阪市魚見町 255 番地  
 " 東久保町 795 番地

中川 弘 司  
 溝田 勤

就任理事

松阪市魚見町 260 番地 1  
 " " 302 番地  
 " " 252 番地  
 " " 257 番地  
 " 川島町 232 番地 1  
 " " 215 番地  
 " 東久保町 792 番地  
 " " 875 番地  
 " " 740 番地

池田 憲 男  
 中川 繁 樹  
 中川 佳 久  
 北野 敬 一  
 鈴木 和 夫  
 中川 崇  
 溝田 勝 美  
 溝田 晴 邦  
 溝田 充

就任監事

松阪市魚見町 47 番地 1  
 " 東久保町 795 番地

中川 和 洋  
 溝田 勤

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

令和5年6月13日

三重県知事 一見勝之

松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）

退任理事

松阪市牛草町 12 番地 6

西浦幸保

就任理事

松阪市牛草町 12 番地 6

西浦寛明

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定により次の鳥獣保護区を指定するため、同条第 4 項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針案を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第 28 条第 5 項の規定に基づき、鳥獣保護区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人で、指針案について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる指針案の名称 3 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」を記載した意見書を三重県知事に提出することができます。

令和5年6月13日

三重県知事 一見勝之

## 第 1

### 1 鳥獣保護区の名称

菰野町杉谷鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

町道田光 3 号線、町道八風線の交点を起点として、同町道を東に進み、町道田光一色線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道田光 97 号との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、町道田光 101 号との交点に至り、同所から南東に進み、国道 306 号との交点に至り、同所から国道 306 号を南に進み、杉谷川との交点に至り、同所から西に進み、杉谷・根の平大字界との交点に至り、同所から北に進み、田光・根の平大字界との交点に至り、同所から北西に進み、杉谷・田光大字界との交点に至り、同所から西に進み、町道田光 3 号線との交点に至り、同所から北に進み、起点に至る一円の地域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針案

#### (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

#### (2) 指定目的

自然観察の機会を多くするため

## 第 2 縦覧の場所、及び期間

### 1 縦覧場所

三重県農林水産部獣害対策課

四日市農林事務所森林・林業室

### 2 縦覧期間及び時間

令和 5 年 6 月 13 日（火）から同月 26 日（月）まで

開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 第 3 意見書の提出期限及び提出先

### 1 提出期限

令和 5 年 6 月 26 日（月）まで

なお、郵送による場合は、令和 5 年 6 月 26 日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

### 2 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部獣害対策課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により次の鳥獣保護区特別保護地区（以下「特別保護地区」という。）を指定するため、同条第 4 項において準用する法第 28 条第 4 項の規定により当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針案を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第 29 条第 4 項において準用する法第 28 条第 5 項の規定に基づき、特別保護地区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人で、指針案について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる指針案の名称 3 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）」を記載した意見書を三重県知事に提出することができます。

令和 5 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

### 1 特別保護地区の名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区御在所岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

三重郡菰野町大字菰野地内、御在所岳山上公園東公園の通称朝陽台広場南東にある通称富士見岩を起点として、同所から同所より国見峠に至る歩道を北西に進み、第 1 号杭に至り、同所から同杭と藤内小屋より国見峠に至る登山道（通称、裏登山道）上にある第 2 号杭とを結ぶ直線上を北に進み第 2 号杭に至り、同所から同登山道を東に進み第 3 号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ北側の尾根上を御在所岳山上公園東公園へ向かう登山道（通称、中登山道）上にある第 4 号杭とを結ぶ直線上を南に進み第 4 号杭に至り、同所から同杭と一ノ谷をはさんで南にある尾根上の第 5 号杭とを結ぶ直線上を南に進み第 5 号杭に至り、同所から同杭と国道 477 号線（通称、鈴鹿スカイライン）脇にある第 6 号杭とを結ぶ直線上を南に進み第 6 号杭に至り、同所から同国道を西に進み三重県と滋賀県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同境界線と御在所岳山上公園道路（通称、幹線）との交点に至り、同所から同所と同所より南東に延びる尾根上にある第 7 号杭とを結ぶ直線上を南東に進み第 7 号杭に至り、同所から同杭と御在所岳ロープウェイ山上公園駅の南 60m の尾根上にある第 8 号杭とを結ぶ直線上を北東に進み第 8 号杭に至り、同所から同杭と起点とを結ぶ直線上を北東に進み起点に至る一円の区域

### 3 特別保護地区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針案

#### (1) 指定区分

大規模生息地

#### (2) 指定目的

鈴鹿山脈は、暖地から寒冷地にかけての多様な植物が分布し、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシなどの猛禽類をはじめとした山野鳥がみられ、多種多様な鳥獣が生息する、まとまった面積を持つ地域である。当該地区は、人工的手段の入った経歴が少なく、住古のままの天然生物資源が残された数少ない地区であり、当該鳥獣保護区の中でも中核的な鳥獣の生息地となっている。このため特別保護地区として指定しその保全を図る。

## 第 2

### 1 特別保護地区の名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区釈迦ヶ岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

三重県と滋賀県の境界線（以下「県境」という。）上にある釈迦ヶ岳頂上三角点（標高 1,092.2m）を起点として、同所から県境を北に進み三重郡菰野町大字田光字水晶ヶ谷と同町大字田光字瀧ヶ谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を東に進み途中枝尾根から南東に進み田光川支流滝谷に至り、同所から同谷を東に 150m 進み同所から谷を南に進み同町大字田光字瀧ヶ谷と同町大字田光字栃谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から田光川支流栃谷に下る尾根を南東に進み同谷との交点に至り、同所から岩ヶ峯を見通す線を南に進み同町大字田光と同町大字杉谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同尾根を西に進み同町大字杉谷字岩ヶ峯と同町大字杉谷字釈迦ヶ嶽の境界線（谷）との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同町大字杉谷字釈迦ヶ嶽と同町大字杉谷字河中の境界線（谷）との交点に至り、同所から同境界

線を南西に進み釈迦ヶ岳より東に延びる尾根との交点に至り、同所から同尾根を東に進み同町大字杉谷字頭巾掛と同町大字杉谷字唐戸谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南に進みヤケゴ谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み同町大字杉谷字大蔭と同町大字杉谷字石原谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同町大字杉谷と大字千草の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み流レ谷と庵座谷の分水尾根との交点に至り、同所から同尾根を南西に進み途中枝尾根から南西に進み庵座谷と間谷との交点に至り、同所から間谷を北西に進み同町大字千草字間谷と同町大字千草字椿原の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同町大字千草字間谷と同町大字千草字大井谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同町大字千草字大井谷と同町大字千草字猫谷の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み途中同町大字千草字大井谷と同町大字千草字上稗畑の境界線（尾根）を南西に進み同町大字千草字上稗畑と同町大字千草字中稗畑の境界線（尾根）との交点に至り、同所から同境界線を西に進み朝明川との交点に至り、同所から同河川を南に進み伏木谷との交点に至り、同所から同谷を北西に進み県境との交点に至り、同所から県境を北に進み起点に至る一円の区域

### 3 特別保護地区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針案

#### (1) 指定区分

大規模生息地

#### (2) 指定目的

鈴鹿山脈は、暖地から寒冷地にかけての多様な植物が分布し、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシなどの猛禽類をはじめとした山野鳥がみられ、多種多様な鳥獣が生息する、まとまった面積を持つ地域である。当該地区は、人工的手段の入った経歴が少なく、住古のままの天然生物資源が残された数少ない地区であり、当該鳥獣保護区の中でも中核的な鳥獣の生息地となっている。このため特別保護地区として指定しその保全を図る。

## 第 3

### 1 特別保護地区の名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区入道ヶ岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

鈴鹿市小岐須町地内にある入道ヶ岳頂上三角点（標高 906.1m）を起点として、同所から南西に延びる尾根上を 100m 進み、さらに 60m 南に進み第 1 号杭に至り、同所から同杭と池の谷を挟んだ西側の尾根にある第 2 号杭とを結ぶ直線上を北西に進み第 2 号杭に至り、同所から同尾根を北に進み三重森林管理署入道ヶ岳国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み、四日市市宮妻町地内宮妻峡ヒュッテより入道ヶ岳山頂に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を南に進み起点に至る一円の区域

### 3 特別保護地区の存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針案

#### (1) 指定区分

大規模生息地

#### (2) 指定目的

鈴鹿山脈は、暖地から寒冷地にかけての多様な植物が分布し、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシなどの猛禽類をはじめとした山野鳥がみられ、多種多様な鳥獣が生息する、まとまった面積を持つ地域である。当該地区は、人工的手段の入った経歴が少なく、住古のままの天然生物資源が残された数少ない地区であり、当該鳥獣保護区の中でも中核的な鳥獣の生息地となっている。このため特別保護地区として指定しその保全を図る。

## 第 4

### 1 特別保護地区の名称

鈴鹿国定公園鳥獣保護区野登山特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

亀山市安坂山町字野登山地内にある野登寺境内地（2891 番地及び 2892 番地）一円の区域。ただし、野登山登山道より東側の区域を除く。

## 3 特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## 4 特別保護地区の保護に関する指針案

## (1) 指定区分

大規模生息地

## (2) 指定目的

鈴鹿山脈は、暖地から寒冷地にかけての多様な植物が分布し、ニホンカモシカなどの大型哺乳類やイヌワシなどの猛禽類をはじめとした山野鳥がみられ、多種多様な鳥獣が生息する、まとまった面積を持つ地域である。当該地区は、人工的手段の入った経歴が少なく、住古のままの天然生物資源が残された数少ない地区であり、当該鳥獣保護区の中でも中核的な鳥獣の生息地となっている。このため特別保護地区として指定しその保全を図る。

## 第5 縦覧の場所、及び期間

## 1 縦覧場所

三重県農林水産部獣害対策課

四日市農林事務所森林・林業室

## 2 縦覧期間及び時間

令和5年6月13日（火）から同月26日（月）まで

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 第6 意見書の提出期限及び提出先

## 1 提出期限

令和5年6月26日（月）まで

なお、郵送による場合は、令和5年6月26日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 2 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部獣害対策課

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により鳥獣保護区の指定を行いますので、同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和5年6月13日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 日時

令和5年7月6日（木）午後3時から

## 2 場所

四日市市新正4-21-5

三重県四日市庁舎5階52会議室

## 3 公聴会において意見を聴こうとする案件

菰野町杉谷鳥獣保護区の指定について

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により鳥獣保護区特別保護地区の指定を行いますので、同条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和5年6月13日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第1

## 1 日時

令和5年7月6日（木）午前10時から

## 2 場所

四日市市新正4-21-5

三重県四日市庁舎5階52会議室

## 3 公聴会において意見を聴こうとする案件

鈴鹿国立公園鳥獣保護区入道ヶ岳特別保護地区の指定について

第 2

- 1 日時  
令和 5 年 7 月 6 日（木）午前 11 時から
- 2 場所  
四日市市新正 4-21-5  
三重県四日市庁舎 5 階 52 会議室
- 3 公聴会において意見を聴こうとする案件  
鈴鹿国立公園鳥獣保護区野登山特別保護地区の指定について

第 3

- 1 日時  
令和 5 年 7 月 6 日（木）午後 1 時から
- 2 場所  
四日市市新正 4-21-5  
三重県四日市庁舎 5 階 52 会議室
- 3 公聴会において意見を聴こうとする案件  
鈴鹿国立公園鳥獣保護区御在所岳特別保護地区の指定について

第 4

- 1 日時  
令和 5 年 7 月 6 日（木）午後 2 時から
- 2 場所  
四日市市新正 4-21-5  
三重県四日市庁舎 5 階 52 会議室
- 3 公聴会において意見を聴こうとする案件  
鈴鹿国立公園鳥獣保護区釈迦ヶ岳特別保護地区の指定について

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 6 月 5 日から同年 12 月 1 日まで
- 3 作業地域  
多気郡多気町井内林

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
漁業取締船「はやたか」中間検査及び同検査に伴う修繕
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和6年3月20日(水)までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
落札業者(契約者)の造船所等
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
    - (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
    - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - 3 入札に関する事項
    - (1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
    - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。
    - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
    - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
    - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」によります。
  - 4 入札者に求められる義務  
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年7月6日(木)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。  
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
    - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
    - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
    - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - 5 入札手続等に関する事項
    - (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県広明町13番地  
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 宮澤  
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
    - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県広明町13番地  
三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 伊藤  
電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608
    - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
    - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和5年7月26日(水)まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月13日(木)までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月13日(木)までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月26日(水)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月26日(水)15時

なお、入札書は令和5年7月13日(木)から同月26日(水)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 漁業取締船「はやたか」中間検査及び同検査に伴う修繕

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月26日(水)15時10分

場所 三重県広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

## (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Intermediate inspection and repairs of the fisheries inspection vessel "Hayataka"
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, July 26, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, July 13, 2023 and 3:00 P.M. on Wednesday, July 26, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:10 P.M. on Tuesday, August 1, 2023.
- (4) Managing Authority :  
Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2582

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月13日

三重県企業庁長 山 口 武 美

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
ダクタイル鋳鉄管購入（松阪市古井町ほか（その1））  
仕様書に記載のとおり
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
令和5年11月30日（木）

- (4) 納入場所  
新屋敷取水所（松阪市新屋敷町字松山 602 番地 2）又は別途発注工事（内径 700 耗配水管布設工事（松阪市古井町ほか））の資材保管場所
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 5 年 6 月 30 日（金）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒515-2504 三重県津市一志町高野 1996  
三重県企業庁中勢水道事務所経営課 担当 小坂  
電話 059-295-0200 ファクシミリ 059-295-0210
- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和 5 年 7 月 24 日（月）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月5日（水）までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月5日（水）までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月24日（月）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、一志郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月24日（月）10時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒515-2599 三重県津市一志町田尻 528-3

宛 先 一志郵便局留め

受取人 三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

案件名 ダクタイル鉄管購入（松阪市古井町ほか（その1））入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月24日（月）11時

場所 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。）第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否  
要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Purchase of ductile cast iron pipe (Koi-cho, Matsusaka City, and the other (Part 1))

As described in the specifications.

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, July 24, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 10:00 A.M. on Monday, July, 24, 2023.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Monday, July, 24, 2023.

- (4) Managing Authority :

Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

1996 Takano, Ichishi-cho, Tsu city, Mie, 515-2504, Japan

TEL:059-295-0200

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月13日

三重県企業庁長 山 口 武 美

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

ダクタイル鋳鉄管購入（松阪市古井町ほか（その2））

仕様書に記載のとおり

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 納入期限

令和 5 年 11 月 30 日 (木)

(4) 納入場所

新屋敷取水所（松阪市新屋敷町字松山 602 番地 2）又は別途発注工事（内径 700 耗配水管布設工事（松阪市古井町ほか））の資材保管場所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 5 年 6 月 30 日（金）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒515-2504 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所経営課 担当 小坂

電話 059-295-0200 ファクシミリ 059-295-0210

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 5 年 7 月 24 日（月）まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月5日（水）までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月5日（水）までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月24日（月）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、一志郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月24日（月）10時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒515-2599 三重県津市一志町田尻 528-3

宛 先 一志郵便局留め

受取人 三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

案件名 ダクタイル鋳鉄管購入（松阪市古井町ほか（その2））入札書在中

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月24日（月）11時30分

場所 三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所 経営課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。）第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Purchase of ductile cast iron pipe (Koi-cho, Matsusaka City, and the other (Part 2))  
As described in the specifications.
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, July 24, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 10:00 A.M. on Monday, July, 24, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:30 A.M. on Monday, July, 24, 2023.
- (4) Managing Authority :  
Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture  
1996 Takano, Ichishi-cho, Tsuru city, Mie, 515-2504, Japan  
TEL:059-295-0200

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月13日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
県有スクールバス用中型バス（ノンステップ） 1台
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限

令和5年11月30日(木)

- (4) 納入場所  
三重県立杉の子特別支援学校  
三重県鈴鹿市加佐登 3-2-2
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務  
入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年7月5日(水)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。  
なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
  - (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (4) 仕様・価格証明書
- 5 入札手続等に関する事項
  - (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 澤木  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和5年7月24日(月)まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月12日(水)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月12日(水)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月24日(月)14時30分まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。  
提出締切日時 令和5年7月24日(月)14時30分  
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課  
案件名 県有スクールバス用中型バス(ノンステップ)購入
- (7) 開札の日時及び場所
- 日時 令和5年7月24日(月)14時45分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをされている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをされている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法  
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
- オ 入札の無効  
本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:  
Medium-sized low-floor bus without a step  
Quantity 1
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, July 24, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Monday, July 24, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Monday, July 24, 2023.
- (4) Managing Authority:  
Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2961

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年6月13日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
県有リフト付きスクールバス（中型バス） 1台
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 納入期限  
令和6年2月26日(月)
  - (4) 納入場所  
三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課が指示する場所
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年7月5日(水)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
  - (4) 仕様・価格証明書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 澤木  
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和5年7月24日(月)まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月12日(水)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和5年7月12日(水)17時までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月24日(月)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留で郵送してください。

提出締切日時 令和5年7月24日(月)14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有リフト付きスクールバス(中型バス)購入

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年7月24日(月)15時00分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の110に相当する金額にリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手續に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手續（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手續において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手續の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:  
Lift-equipped medium-sized bus  
Quantity 1
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, July 24, 2023.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Monday, July 24, 2023.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, July 24, 2023.
- (4) Managing Authority:  
Special Needs Education Division, Mie Prefecture Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2961

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 13 日

三重県警察本部長 難波正樹

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
インターネット接続システムサーバ等導入及び賃貸借（保守付） 1 式
- (2) 契約の特質等  
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 納入期限等
- ア システム構築（納入）期限  
令和 5 年 12 月 31 日（日）
  - イ 賃貸借期間  
令和 6 年 1 月 1 日（月）～令和 11 年 12 月 31 日（月）
- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県警察本部警務部情報管理課電算室
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 5 年 7 月 4 日（火）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。(2)及び(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 機能確認書（別紙様式 1）及び機器リスト（別紙様式 2）  
提出された機能確認書及び機器リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。提出は 1 回のみ。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。
- ※ 機器確認に 3～4 週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村

電話 059-222-0110 (内線) 2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から令和5年7月24日(月)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年7月11日(火)17時までに本システム上で通知を行います。  
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年7月11日(火)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年7月24日(月)14時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和5年7月24日(月)14時まで  
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。  
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。  
送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係  
案 件 名 インターネット接続システムサーバ等導入及び賃貸借(保守付)入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和5年7月24日(月)14時10分  
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
また、予算の関係上、入札価格の構成比率を概ね以下のとおりとします。  
委託料(システムサーバ等導入費用) 21%  
使用料及び賃借料(72月間のリース費用及び保守費用) 79%  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract:

Internet Connection System Server Lease

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July 24, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, July 24, 2023.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, July 24, 2023.

#### (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code: 514-8514

Tel:059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---